

# 「洲本市経済交流センター・チャレンジショップ」

## 出店者募集要項

洲本商工会議所

### 1. 目 的

洲本市内で、「飲食業または小売業の起業に意欲のある者」、「飲食業または小売業に業種・業態の転換を図ろうとする者」の創業支援、また、街の賑わい、ひいては洲本市内の空き店舗・空き家対策になることを目的に本事業を実施します。

### 2. 対象業種

飲食業・小売業とし、以下に該当するものは除く。

- ①公序良俗に反すると判断されるもの
- ②事業目的に合致しないと判断されるもの
- ③接客を伴うものや、風営法の対象となるもの

### 3. 出店場所

洲本商工会議所・洲本市経済交流センター 1 階大ホールB

住 所：洲本市本町 4 丁目 5 番 3 号（三井住友銀行洲本支店 東側）

店舗面積：81 m<sup>2</sup>（24.5 坪）＜厨房部含む＞

建物構造：鉄骨造 4 階建

### 4. 応募資格

- （1）洲本市内で起業を目指す 18 歳以上の者。
- （2）事業運営に必要な許認可を取得していること。（出店までに取得でも可）
- （3）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定されている暴力団員、または、その関係者でないこと。

### 5. 契約期間

出店日より最低 1 か月、最長 12 か月までとします。

### 6. 営業時間・定休日

営業時間及び定休日は、出店者が任意に設定することができますが、以下の条件で営業することとします。

- （1）月 20 日以上営業すること。
- （2）7：00 から 24：00 の間で、コアタイムは 11：00 から 14：00 とし、コアタイムを含んで 1 日 6 時間以上営業すること。（土日祝は応相談）

## 7. 費 用

- (1) 家 賃：無料（電気代、水道代は出店者負担）
- (2) 保証金：1 契約につき150,000円  
※退去時に必要なもの（店舗の清掃費用等）を控除して返金します。汚れが酷く清掃費用が超過した場合は、追加料金を徴収します。  
※保証金には金利は付きません。
- (3) 利用料：月額33,000円（税込）＜トイレ等の共用部分の維持管理費＞
- (4) 損害保険：契約期間で所定の損害保険に出店者の負担で加入して頂きます。
- (5) その他：店舗の開業・運営に必要な諸経費及び退去時における原状復旧に係る費用については、出店者負担とします。

## 8. 主な設備

- (1) 電気設備（照明器具）※個別の電気計量器有り
- (2) 冷暖房設備
- (3) 冷蔵庫、冷凍庫（チェストフリーザー）
- (4) 食器洗浄機
- (5) I Hコンロ
- (6) I H炊飯器
- (7) 電気フライヤー
- (8) 冷蔵ショーケース
- (9) W i f i 設備 など  
※営業に必要な備品、食器類などは出店者で用意して下さい。

## 9. 契 約

- (1) 洲本商工会議所と出店者との賃貸借契約になります。
- (2) 開業時の準備や閉店時の片付け等に係る期間は契約期間に含まれます。
- (3) 賃貸借契約書の締結については、保証人を1名以上必要とします。
- (4) 保証金は契約時に全額納付して頂きます。
- (5) 利用料等は現金徴収または銀行振込とします。

## 10. 禁止事項

- (1) 店舗の全部若しくは一部を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。
- (2) 店舗を許可された目的以外の用途に使用すること。
- (3) 店舗の内外を乱雑にしてその外観を損なうこと。
- (4) 店舗の模様替え、その他工作をすること。
- (5) 店舗内で電子タバコも含め喫煙すること。（建物西側に喫煙場所有り）
- (6) 盲導犬や介助犬の入店を拒否すること。
- (7) プロパンガスでの調理（カセットコンロ可）をすること。
- (8) 騒音・悪臭・振動他、近隣に迷惑となる行為をすること。

- (9) 正当な理由なくして10日以上店舗を閉めること。
- (10) 行政からの休業や時間短縮営業要請に反して営業活動を行うこと。

## 11. 応募方法

洲本商工会議所ホームページ内にある「出店応募申請書」をダウンロードして必要事項をご記入の上、次の書類を添えて、持参又は郵送にて提出して下さい。

### (1) 提出書類

- ①出店応募申請書
- ②身分証明書（運転免許証、パスポート他）の写し
- ③登記事項証明書（発行3か月以内）※法人の場合のみ
- ④暴力団排除に関する誓約書
- ⑤営業に係る免許等の写し※開業までに提出

### (2) 受付期間

令和7年12月3日（水）～令和8年1月30日（金）まで

### (3) 提出先及び問合せ先

〒656-0025 兵庫県洲本市本町4丁目5番3号

洲本商工会議所・洲本市経済交流センター チャレンジショップ担当

TEL：0799-22-2571 FAX：0799-24-1550

受付：平日の9:00～17:00

## 12. 審 査

出店者については、「経済交流センター運営委員会」において、書類審査（一次審査）及び面接（二次審査）を行い決定します。

審査結果は、2月中に応募者全員に通知します。なお、審査結果に関する質問や異議申し立ては一切受け付けません。

また、入店後にも、適正な運営がなされているか、毎月1回以上の審査を実施します。